

改正 平成18年6月1日
平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護世帯及び要保護低所得世帯の自立化の促進を図るため就労促進事業(以下「事業」という。)を実施するにつき、必要な事項を定める。

(事業)

第2条 事業は、生活保護受給者等のために次に掲げる事項を就労支援員が行うことにより、実施するものとする。

- (1) 就労支援
- (2) ケースワーカーと就労支援についての連絡・確認
- (3) 職業安定所からの情報収集及び連絡調整
- (4) その他市長が必要と認める事項

(就労支援員)

第3条 事業を実施するため、就労支援員(以下「支援員」という。)を福祉事務所生活自立支援課に置く。

2 支援員は、次に掲げる要件に該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共職業安定所等での勤務経験を有すること。
- (2) 心身ともに健全で、かつ、人格円満で広く法律知識に富み、低所得者の就労支援に理解と熱意を有すること。

3 支援員は市の嘱託員とし、その任用期間は1年以内とする。ただし、任用期間については、その任用期間内の勤務成績が良好な場合には、更新することができるものとする。

4 支援員は、上司の指導監督を受け、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと。(その職を退いた後も同様とする。)
- (2) 支援員として、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしないこと。

5 市長は、支援員が次のいずれかに該当する場合には、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のために職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) 支援員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他市長がやむをえないと認めるとき。

6 支援員の勤務時間、勤務日、報酬その他勤務条件については、八王子市嘱託員設置要綱に定めるところによる。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。